

【鎌倉みんなのスタジアム】施設メンバー規約

第1条 名称及び所在地

一般社団法人鎌倉スポーツコミッション（以下、「当法人」という。）が運営する神奈川県鎌倉市梶原所在の『鎌倉みんなのスタジアム』グラウンド及びその付帯施設（以下、総称して「本施設」という。）の利用に当たって本規約を承諾のうえ、登録申請をし、それを当法人より承認された者を施設メンバー（以下「メンバー」という。）とする。

第2条 メンバー資格

1. メンバーは、本規約及び当法人の定める全ての規約・規則・細則等を遵守するものとする。
2. メンバー資格は、個人又は法人格のある団体（株式会社、一般社団法人等、私的なチーム等の任意団体はこれに含まれません）に限られます。
3. メンバーとなることが出来るのは、以下のものとする。
 - 1) 当法人が実施するクラウドファンディング「#鎌倉みんなのスタジアム」において一口芝生オーナー制度に賛同しそのオーナーとなった個人および法人
 - 2) 当法人が組織する「ワンカマクラ=Club Without Borders」の既存メンバーであり且つ年会費を納めているもの
 - 3) 当法人の定めるメンバー登録制度によって所定の手続きを行った個人および法人。
4. メンバーはその資格を他の第三者に譲渡・転貸することはできないものとする。
5. 当法人が本施設のメンバーとなることを認めるか否かに当たっては、以下の事情を考慮します。
 - 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員に該当しないこと。
 - 2) 過去にメンバー資格を喪失したことがあること。
 - 3) その他当法人が不適切であると判断する事情。

第3条 会費等

メンバーの入会金、年間登録料（以下、総称して「会費等」という。）については別途当法人が定めるものとし、メンバーは当法人から指定された方法にてこれを支払うものとする。その際に生じる、振込手数料についてはメンバーが負担するものとする。また、納入された会費等については理由の如何を問わず返還しません。

第4条 メンバー登録

1. メンバー登録に際しては、本規約を理解したうえで、当法人所定の方法で申込を行う。法人を会員として登録する際には、法人の法律上の代表者及び法人が定める副代表者を届け出なければならない。
2. 当法人は、メンバー登録申請を承認しないことがあり、承認しない場合においてもその理由を示す必要のないものとする。
3. 当法人が承認後、メンバー登録希望者は別途当法人が定める入会金・年間登録料を当法人に納入した時点で、メンバー契約が成立するものとします。メンバー登録期間はメンバー資格を取得する至る経緯等に応じて、当法人が別途定めるものとする。

第5条 更新

1. メンバー登録の更新を希望する会員は、登録期間満了日の60日前から登録期間満了日までに当法人の指定する口座へ別途当法人が定める年間登録料を振込にて支払うことにより、メンバー登録期間を延長することができ、以降も同様とする。また、その際の振込手数料については会員が負担するものとする。なお、一度納入された年間登録料はいかなる場合も返還しない。
2. 前項の規定にかかわらず、当法人はメンバー更新の申請を承認しないことがあり、承認しない場合においてもその理由を示す必要のないものとする。

第6条 メンバー情報の変更

メンバーは、代表者・副代表者の変更又は登録申込時に届け出た事項に変更がある場合、速やかに当法人所定の方法により、当該メンバー情報の変更手続を行うものとする。この時、代表者・副代表者を変更する場合には、当該変更を確認できる資料もあわせて提出しなければならない。メンバーが当該変更手続を怠ったことにより被った損害について、当法人は何ら責任を負わない。

第7条 退会、除名

1. メンバーは、希望する場合には、いつでも自らメンバー資格を返上し、退会することができる。ただし、退会する場合であっても、当法人は、受領済みの会費等については返還を要しない。
2. メンバー及びメンバーの同行者が本規約その他の当法人が定める規約・規則・細則等及び当法人からの口頭又は文書等による指示に違反した場合、虚偽の申請を行った場合、又は他のメンバー及び第三者に迷惑を及ぼす等、当法人の秩序を著しく乱した場合、当法人は当該メンバーを除名することができる。
3. 本施設の閉鎖、廃止、利用の制限、経営上の都合、その他止むを得ない事情がある場合、当法人は全てのメンバーとのメンバー契約を解除することができる。この時、当法人は、受領済みの会費等については返還を要しないものとする。

第8条 本施設利用中の事故

本施設利用中のメンバーの事故、負傷等について、当法人は一切責任を負わないものとする。

第9条 本施設の利用

1. メンバーは本施設を利用する場合、予め当法人所定の手続により申込を行うものとする。
2. メンバーは本施設の利用日当日、個人会員の場合は本人が、法人会員の場合には代表者又は副代表者がスマートフォンその他の電子機器の画面において、当法人が利用を認める旨の記載がある画面を表示し、提示しなければならないものとする。

第10条 会費等の改定

当法人は会費等について、経済情勢の著しい変化、会社経営上の都合等により随時これを改定することができるものとする。

第11条 メンバーの責任

1. メンバーは、自ら及びメンバーの同行者(メンバー自らが同時利用することを直接に許諾した者に限らず、メンバーが同時利用することを拒否しなかった一切の利用者を含む、以下同様)に対して、本契約及び当法人の定める全ての規約・規則・細則等を遵守させるものとし、自己の責任において本施設を利用するものとする。

2. メンバー及びメンバーの同行者が本施設利用に際し生じた事故・トラブル等については、メンバーの過失の有無にかかわらず、当法人は一切損害賠償責任を負わないものとする。また、メンバーは自己及び同行者の責に帰すべき事由により当法人あるいは第三者に損害を与えた場合には、直ちにその旨を当法人に報告するものとし、当法人あるいは当該第三者に対して速やかにその損害を賠償するものとする。

3. メンバーが当法人の備品・レンタル用品等を破損・紛失した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

第12条 免責事項

当法人は、当法人の原因のない本施設内でメンバー及びメンバーの同行者が起こした事故や怪我、トラブル、貴重品・携行物の紛失、盗難等に関して、責任を負わない。また、天災地変等の不可抗力により生じた事故・怪我等についても当法人は責任を負わない。

第13条 個人情報の保護

当法人は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に従い、当法人が別途定めるプライバシーポリシーを遵守し、個人情報を取り扱うものとする。

第14条 本規約の改定

当法人は必要に応じて、本規約を改定できるものとし、本規約の変更内容をメンバーに通知又はWeb上で公表した後においてメンバーが本施設を利用した場合の他、当法人が本規約の変更内容をメンバーに通知又はWeb上で公表した後3ヶ月経過した場合は、メンバーは新しい規約を承諾したものとみなします。

制定日：令和3年4月1日